令和７年１２月３日
国土交通省東北地方整備局
成 瀬 ダ ム 工 事 事 務 所

「成瀬ダムに係るイヌワシ・クマタカ調査委員会」
第３５回委員会の開催結果について

当事務所では、成瀬ダム建設地及びその周辺地域における、ワシタカ類の調査を行っています。調査及び保護保全対応については平成１０年１月に設立した「成瀬ダムに係るイヌワシ・クマタカ調査委員会」（委員長：小笠原暠秋田大学名誉教授）の指導・助言をいただきながら進めています。

１２月３日、大仙市内において「成瀬ダムに係るイヌワシ・クマタカ調査委員会」（第３５回）を開催し、令和７年の生活サイクルの調査結果と令和８年の生活サイクルの保護保全対応方針・調査方針について報告・提案を行い、ご意見をいただきました。

＜調査結果の概要＞
〇イヌワシの造巣は確認されたが、繁殖成功には至らなかった。
〇クマタカ２ペアの繁殖を確認し、幼鳥各１羽ずつの巣立ちが確認された。
〇クマタカの生活行動圏は過年度調査と大きく変化はなかった。
〇その他の猛禽類では、ハチクマ２ペア（幼鳥計３羽）、サシバ３ペア（幼鳥計５羽）、ハイタカ２ペア（幼鳥計３羽）を確認した。

議事要旨

（１）イヌワシ・クマタカの調査結果について
〇事務局報告
・令和７年の生活サイクルにおけるイヌワシ・クマタカ等の現地調査結果について報告を行った。（調査結果：別紙補足資料－１参照）
〇意見概要
・令和７年度の工事実施による令和７年の生活サイクルにおける繁殖活動への直接的な影響は無かったと判断される。

（２）今後の保護保全対応方針
〇事務局報告
・今後の保護保全対応方針について説明をおこなった。
〇意見概要
・工事箇所周辺における繁殖活動に関するモニタリングを引き続き実施する。
・工事及び湛水による繁殖活動への影響が予想される場合には、委員会での意見を踏まえ、必要に応じ保護保全方策を実施する。

（３）今後の調査方針について
〇事務局提案
・今後の調査方針について提案をおこなった。
〇意見概要
・湛水による環境変化の影響についても注視する。
・事務局の調査方針を承認。新たな事実を確認した時など随時報告し、当委員会から指導を得たうえで対応する。

補足資料－１

イヌワシ・クマタカに関する調査資料

成瀬ダム建設地周辺※を中心とした地域を対象に調査を実施し、これまでにイヌワシ１ペア、クマタカ３ペア(クマタカａ、クマタカｂ、クマタカｃとする)を確認している。令和７年の調査内容としては、専門家による指導のもと、定点調査（令和６年１１月～令和７年１０月まで６０日間、４５０時間）、営巣地調査（６日間）を実施した。

以下に、つがい別の令和７年調査における主な結果を示す。

※成瀬ダム建設地周辺：別紙補足資料－２参照

●工事状況

・令和７年度の工事が順調に進捗していることを確認した。

●令和７年調査結果

＜イヌワシ＞

・造巣は確認されたが、繁殖成功には至らなかった。

＜クマタカ（ａ）ペア＞

・巣内で幼鳥（１羽）を確認した。
その後、幼鳥の巣立ち（飛翔）が確認された。

＜クマタカ（ｂ）ペア＞

・巣内で幼鳥（１羽）を確認した。
その後、幼鳥の巣立ち（飛翔）が確認された。

＜クマタカ（ｃ）ペア＞

・造巣は確認されたが、繁殖成功には至らなかった。

＜その他の猛禽類＞

・ハチクマ（計３羽）、サシバ（計５羽）、ハイタカ（計３羽）の幼鳥の巣立ちを確認した。



写真１　イヌワシペア成鳥♂個体
（令和７年１０月７日撮影）



写真２　クマタカｂペア成鳥♀個体
（令和７年７月２５日撮影）



写真３　クマタカｂペアの幼鳥（令和７年生まれ）
（令和７年１０月６日撮影）

補足資料－２



調査位置図（成瀬ダム建設予定地周辺）

補足資料－３

「第３５回 成瀬ダムに係るイヌワシ・クマタカ調査委員会」

令和７年１２月３日(水)
大曲エンパイヤホテル２Ｆ
桔梗の間 １３：００～１５：３０

次　第

１．開　　会

２．挨　　拶　：　成瀬ダム工事事務所長

３．委員紹介

４．委員長挨拶

５．議　　事

（１）成瀬ダム建設事業の進捗状況

（２）これまでの調査経緯、令和７年サイクルの調査結果、保護方策について

（３）今後の工事予定及び保護方策、調査計画

（４）その他

６．閉　　会

○　議事内容説明（公開）　１６：００～１６：３０　２Ｆ　蓬莱の間
　委員会終了後、議事内容について記者発表

エ．公表についての取り扱い　－50 頁－

一般にイヌワシの生息地、特に営巣場所を公表した場合、密猟のほか、カメラマン、観察者等多数の人々が営巣場所の近辺に集合、出入りを繰返し、イヌワシの行動や繁殖を阻害することが危惧される。従って、営巣場所等の公表については以下の配慮が望まれる。

イヌワシの巣は岩場にあることが多く、概略の巣の位置を公表しても直ちに特定される可能性が高いので、営巣場所は原則として自然保護行政機関等以外には非公開とする。また、背景の山の姿等から場所が推定できる写真等も同様の扱いとする。調査結果の報告書を公表する場合は、営巣場所や営巣中心域等が特定されないように表現方法にも十分配慮することが必要である。なお、すでに多くの人々に知られている場所についてはこの限りではないが、その場合であっても詳細な場所の公表は控える。

必要に応じ、関係行政機関、警察、土地所有者等には部外秘である旨を伝えたうえでイヌワシ保護への協力を依頼する。また、マスコミには取材の制限等についても協力を依頼することが必要である。

エ.公表についての取り扱い　－62 頁－

一般にクマタカの生息地、特に営巣場所を公表した場合、密猟のほか、カメラマン、観察者等多数の人々が営巣場所の近辺に集合、出入りを繰返し、クマタカの行動や繁殖を阻害することが危惧され、また実際に行動パターンが変化した事例も見られている。従って、営巣場所等の公表については以下の配慮が望まれる。

営巣場所は原則として自然保護行政機関等以外には非公開とする。また、背景の山の形状等から場所が推定できる写真等も同様の扱いとする。調査結果の報告書を公表する場合は、営巣場所や営巣中心域等が特定されないように表現方法にも十分配慮することが必要である。なお、すでに多くの人々に知られている場所についてはこの限りではないが、その場合であっても詳細な場所の公表は控える。

必要に応じ、関係行政機関、警察、土地所有者等には部外秘である旨を伝えたうえでクマタカ保護への協力を依頼する。また、マスコミには取材の制限等についても協力を依頼することが必要である。

（「猛禽類保護の進め方（改訂版）」平成 24 年 12 月環境省自然環境局野生生物課　より）